

# 船舶事故調査報告書

平成28年5月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年7月22日 00時34分ごろ
発生場所	石川県加賀市橋立漁港北東方沖 橋立港沖の防波堤灯台から真方位046°550m付近 (概位 北緯36°21.5′ 東経 136°19.1′)
事故の概要	漁船みなと丸は、南西進中、干出岩に乗り揚げた。 みなと丸は、船底部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月12日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 みなと丸、3.8トン
船舶番号、船舶所有者等	IK3-14975、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1 海象：潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、橋立漁港へ向けて手動操舵で南西進中、船長が、船首マストの上部に取り付けた前照灯の向きを調整していたところ、衝撃を受けた。 船長は、GPSプロッターの画面に表示された往路の航跡上をたどって航行していたが、本事故時、前照灯の調整に気を取られ、船位の確認を行っていなかった。
分析	本船は、船長が、前照灯の向きの調整を行っており、船位の確認を適切に行っていなかったことから、前路に存在する干出岩に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、前照灯の向きの調整を行っており、船位の確認を適切に行っていなかったため、本船が干出岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は操船に専念すること。